

議案第 24 号

三次市学びの多様化学校入学等に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、三次市学びの多様化学校入学等に関する規則案について、別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 8 月 24 提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会規則第 号

三次市学びの多様化学校入学等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市学びの多様化学校入学等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 条等に基づき、不登校又は不登校傾向にある生徒に対して、中学校での学びの選択肢と機会を確保し、社会的自立を支援することを目的として市が設置した学びの多様化学校(以下「学びの多様化学校」という。)への入学又は転入学（以下「入学等」という。）について、三次市立学校設置条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 1 7 号）（以下「条例」という。）及び三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 3 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 条例で定める中学校のうち学びの多様化学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
三次市立学びの多様化学校	三次市君田町東入君 1 0 3 6 1 番地 2

(対象者)

第3条 学びの多様化学校に入学等を行うことができる生徒（次年度に中学校へ入学予定の児童を含む。以下同じ。）は、市内に居住し、在籍する学校への登校が困難となり、不登校状態又は不登校傾向が見られる生徒のうち、次の各号のいずれにも該当し、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者とする。

- (1) 学びの多様化学校で学ぶ意欲があり、保護者の理解が得られている生徒
- (2) 在籍する学校から環境を変えることで、登校の可能性が高まると在籍する学校の校長が判断する生徒
- (3) 保護者の責任の下、安全な登下校が可能である生徒
- (4) 三次市学びの多様化学校入校検討委員会（以下「検討委員会」という。）で入学等が適当であると判定された生徒
(定員数等)

第4条 定員数は、各学年10人程度とする。

- 2 入学等できる生徒数は、在籍生徒数を勘案し、教育委員会が学びの多様化学校の校長と協議の上、定める。
(検討委員会)

第5条 教育委員会は、学びの多様化学校に入学等を希望する生徒の入学等が適当であるかを総合的に判定するため、検討委員会を設置する。

- 2 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会に報告する。
 - (1) 学びの多様化学校に入学等を希望する生徒の入学等の適否
 - (2) その他教育委員会が必要と認める事項
- 3 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職に属する職員とする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係教育機関の職員
 - (3) その他教育長が必要と認める者
- 4 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）附則第3項及び別表第1その他条例等で定める委員会委員の項を適用する。

- 5 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 6 検討委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。
- 7 検討委員会の会議は、委員長が招集する。
- 8 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 検討委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(入学等の申請)

第 6 条 入学等を希望する生徒の保護者は、あらかじめ教育委員会に相談等を行った上、在籍する学校に三次市学びの多様化学校入学等申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

- 2 入学等を希望する生徒が在籍する学校の校長は、前項の申請書に三次市学びの多様化学校入学等に係る意見書（様式第 2 号）を付して教育委員会に提出するものとする。
- 3 第 1 項に規定する申請書を提出した保護者で、申請を取り下げる場合は、三次市学びの多様化学校入学等申請取下届出書（様式第 3 号）を教育委員会が定める期間までに教育委員会に提出しなければならない。

(審査及び通知)

第 7 条 教育委員会は、前条第 2 項の規定による申請書及び意見書の提出を受けたときは、検討委員会に対し当該申請の内容について意見を求めるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による意見を踏まえ決定した内容について、三次市学びの多様化学校入学等検討結果通知書（様式第 4 号）により在籍する学校の校長及び保護者に通知する。
- 3 前項の通知により入学等の許可を受けた生徒は、三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成 18 年三次市教育委員会規則第 11 号）第 2 条の規定にかかわらず、学びの多様化学校に入学等することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に際し入学等の申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(最初の検討委員会の会議)

3 最初に開催される検討委員会は、第5条第7項の規定にかかわらず教育長が招集する。

年 月 日

三次市教育委員会 様

住 所

保護者氏名

電話番号

三次市学びの多様化学校入学等申請書

三次市学びの多様化学校への入学・転入学の申請にあたっての注意事項を承諾の上、三次市学びの多様化学校入学等に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 保護者記入欄

ふりがな 児童生徒氏名			生年月日	年 月 日生
在籍校及び学年	立		学校 第	学年
通学方法 (○で囲む。)	行き	スクールバス・自家用車・その他 ()		
	帰り	スクールバス・自家用車・その他 ()		
給食	希望する ・ 希望しない (弁当持参)			
(本人の現状及び学びの多様化学校への入学等を希望した理由)				

2 本人記入欄

(学びの多様化学校への入学等を希望した理由や頑張りたいこと、配慮してほしいこと等を記入)

様式第 1 号（第 6 条関係）

【三次市学びの多様化学校への入学・転入学にあたっての注意事項】

学びの多様化学校に入学又は転入学をすることができる生徒（次年度に中学校へ入学予定の児童を含む。）は、原則市内に居住し、在籍する学校への登校が困難となり、不登校状態又は不登校傾向が見られる生徒のうち、次の各号のいずれにも該当し、三次市教育委員会が認めた者とする。

- (1) 学びの多様化学校で学ぶ意欲があり、保護者の理解が得られている生徒
- (2) 在籍する学校から環境を変えることで、登校の可能性が高まると在籍校の学校長が判断する生徒
- (3) 保護者の責任の下、安全な登下校が可能である生徒
- (4) 検討委員会で入学等が適当であると判定された生徒

年 月 日

三次市教育委員会 様

三次市学びの多様化学校入学等に係る意見書

学校名
校長氏名

児童生徒氏名	
児童生徒の状況	今年度における欠席日数 日（提出時現在）
学校での 支援状況	
校長意見	（学びの多様化学校で登校の可能性が高まると考えられる事項や配慮事項等を記入）
添付書類	（学校長の判断で、書類を添付する場合に、文書名を記載してください。）

年 月 日

三次市教育委員会 様

住 所 _____
保護者氏名 _____
電話番号 _____

三次市学びの多様な学校入学等申請取下届出書

三次市学びの多様な学校入学等に関する規則第6条第3項の規定により，次のとおり届け出ます。

児童生徒氏名	ふりがな
生 年 月 日	年 月 日生
在籍校及び学年	立 学校 第 学年

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長

三次市学びの多様化学校入学等検討結果通知書

三次市学びの多様化学校入学等検討結果について、次のとおり通知します。

- 1 対象児童生徒の在籍学校・学年・氏名
立 学校
第 学年 氏名：

- 2 三次市学びの多様化学校への入学又は転入学の可否 可 ・ 否
- 3 入学又は転入学を認めない場合の理由
- 4 就学期間 年 月 日から 年 月 日まで